埼玉県情報公開審査会運営要領

目次

第１章　総則（第１条―第５条）

第２章　調査審議等の手続

第１節　諮問（第６条―第８条）

第２節　調査審議（第９条―第１９条）

第３節　答申（第２０条―第２３条）

第３章　意見聴取事件の手続（第２４条―第２７条）

第４章　補則（第２８条―第３１条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要領は、埼玉県情報公開審査会規則（平成１７年埼玉県規則第７４号。以下「審査会規則」という。）第８条の規定に基づき、埼玉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第２条　審査会に、審査会規則第５条第１項に規定する部会として、３部会を置く。

（事件の分配）

第３条　会長は、審査会が審査請求に係る事件（以下「審査請求事件」という。）について諮問を受けたときは、当該審査請求事件を取り扱う部会を定める。

２　会長は、部会に係属している審査請求事件について、次条及び第５条に規定する場合その他特に必要があると認めるときは、当該審査請求事件を取り扱う部会を変更し、又は当該審査請求事件を審査会規則第６条第１項に規定する総会に取り扱わせることができる。

３　部会長は、当該部会に係属している審査請求事件について、総会で調査審議することが適当と思料する場合には、会長にその旨を報告するものとする。

（除斥）

第４条　特定の審査請求事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該審査請求事件に係る調査審議に関与することができない。

２　前項に規定する特別の利害関係を有する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一　委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、次に掲げる者であるとき、又はあったとき

イ　審査請求人

ロ　参加人

ハ　開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

ニ　開示決定等又はこれについての審査請求手続に関与した公務員等

二　前号のイからハまでに掲げる者が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合において、委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、これらの代表者若しくは管理人であるとき、又はあったとき

三　委員が第一号のイからニまでに掲げる者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき

四　委員が第一号のイからニまでに掲げる者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき

五　委員が第一号のイからニまでに掲げる者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき

六　委員が審査請求事件に係る公文書を作成したとき又は審査請求事件に係る公文書に委員に関する情報が記録されているとき

３　部会長は、当該部会に属する委員が前項各号に該当すると思料する場合には、当該委員が当該審査請求事件に係る調査審議に関与することができないことにつき当該委員の意見を聴いた上で、その旨を会長に報告するものとする。

（除斥事由に準ずる事情等の申出）

第５条　委員は、自らについて、前条第２項に規定する特別の利害関係を有する場合に準ずる事情があるとき、同項第一号イからニまでに掲げる者との間に取引関係又は委任契約関係があるとき、同号イからニまでに掲げる者が知人であるときその他の審査請求事件に係る調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、会長又は部会長に対し、その旨を申し出ることができる。

２　前項に規定する申出を受けた部会長は、特に必要がないと認める場合を除き、会長に当該申出の内容を報告するものとする。

第２章　調査審議等の手続

第１節　諮問

（諮問の方法）

第６条　埼玉県情報公開条例（平成１２年埼玉県条例第７７号。以下「条例」という。）第２４条第１項の規定による諮問は、次の各号に掲げる諮問の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。

一　条例第１４条の規定に基づく公文書開示決定等についての審査請求事件の諮問　様式第１号の１の諮問書

二　条例第７条の規定に基づく公文書開示請求に係る不作為についての審査請求事件の諮問　第１号の２の諮問書

（諮問書の添付書類）

第７条　様式第１号の１の諮問書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　公文書開示請求書の写し、

二　公文書開示決定等通知書の写し

三　審査請求書の写し

四　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「審査法」という。）第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写し

五　審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第１項の反論書が提出されているときの当該反論書の写し

六　審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第２項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し

七　条例第１４条第１項の規定により開示請求に係る公文書の一部を開示する旨の決定をしているときの当該開示の実施に係る公文書の写し

八　審査法第１１条若しくは第１２条の総代若しくは代理人が選任され、又は同法第９条第３項において読み替えて適用する同法第１３条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し

九　条例第１７条第３項に規定する反対意見書が提出されているときの当該反対意見書の写し

２　様式第１号の２の諮問書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　公文書開示請求書の写し

二　審査請求書の写し

三　審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写し

四　審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第１項の反論書が提出されているときの当該反論書の写し

五　審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第２項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し

六　開示決定等の案

七　条例第１４条第１項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしようとするときの当該開示の実施に係る公文書の写し

八　審査法第１１条若しくは第１２条の総代若しくは代理人が選任され、又は同法第９条第３項において読み替えて適用する同法第１３条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し

九　条例第１７条第３項に規定する反対意見書が提出されているときの当該反対意見書の写し

（諮問の取下げ）

第８条　総会又は部会は、諮問の取下げがあったときは、答申をすることを要しない。

２　諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、様式第２号の１の書面によるものとする。

３　諮問の後に、条例第２４条第１項第２号に該当することとなった場合における当該諮問の取下げは、その旨及び理由を記載した様式第２号の２の書面によるものとする。

４　総会又は部会は、諮問の後に、当該諮問に係る審査請求事件につき条例第２４条第１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しないと判断したときは、答申に先立ち、その旨を諮問庁に様式第３号の１の書面により通知することができる。

５　前項の通知を行ったときは、様式第３号の２の書面を添えて、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

第２節　調査審議

（口頭での説明の求め）

第９条　総会又は部会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、条例第２６条第４項の規定により口頭での説明を求めるものとする。

２　前項の説明を求める場合には、諮問庁に対し、様式第４号の書面により、その旨を通知する。

３　総会又は部会は、必要があると認めるときは、条例第２９条の規定により、その指名する委員（以下「指名委員」という。）に、第１項の説明を聴かせるものとする。

４　第１項の説明に出席する諮問庁の職員の人数は、３人以内とする。ただし、必要があると認めるときは、この限りでない。

（公文書の提示の求め等）

第１０条　総会又は部会は、諮問庁に対し、条例第２６条第１項の規定により公文書の提示を求める旨の決定をしたときは、様式第５号の書面により、その旨を通知する。

２　総会又は部会は、諮問庁から、公文書に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該公文書の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴くものとする。

３　総会又は部会は、諮問庁から、条例第１３条の規定により存否を明らかにしないで開示請求を拒否した事件に係る公文書の存否の取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該公文書の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴くものとする。

４　総会又は部会は、必要があると認めるときは、諮問庁の同意を得て、諮問庁から提示された公文書又はその写しを答申までの間留め置くことができる。

（分類又は整理した資料の作成・提出の求め）

第１１条　総会又は部会は、諮問庁に対し、条例第２６条第３項の規定により分類又は整理した資料の作成及び提出を求める旨の決定をしたときは、様式第６号の書面により、その旨を通知するとともに、当該資料を審査請求人又は参加人の閲覧に供することについての異議の有無を確認する。ただし、異議の有無を確認する必要がないと認めるときは、その限りでない。

（意見書等の提出の求め）

第１２条　総会又は部会は、審査請求人等に対し、条例第２６条第４項の規定により意見書又は資料の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第７号の書面により、その旨を通知するとともに、当該意見書又は資料を他の審査請求人等の閲覧に供することについての異議の有無を確認する。ただし、異議の有無を確認する必要がないと認めるときは、その限りでない。

（口頭意見陳述）

第１３条　総会又は部会は、必要があると認めるときは、審査請求人等に対し、様式第８号の書面により、条例第２７条第１項本文に規定する意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行う意思の有無を確認するものとする。

２　総会又は部会は、前項の規定による口頭意見陳述の意思確認の結果、審査請求人等から口頭意見陳述の申立て（補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。）がされた場合には、当該申立てに対する承認又は不承認の決定を行い、当該審査請求人等に対し、様式第９号の１又は第９号の２の書面により、その内容を通知する。

３　口頭意見陳述に出席する者の人数は、次の区分に応じ、それぞれ３人以内とする。ただし、必要があると認めるときは、この限りでない。

一　審査請求人及びその補佐人

二　参加人及びその補佐人

三　諮問庁の職員

（意見書等の提出期限）

第１４条　総会又は部会は、必要があると認めるときは、条例第２８条ただし書に規定する意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定め、審査請求人等に対し、様式第１０号の１又は第１０号の２の書面により、その内容を通知するものとする。

（提出された意見書等の取扱い）

第１５条　総会又は部会は、審査請求人等から条例第２８条の規定による意見書又は資料の提出を受ける場合には、当該審査請求人等に対し、その提出した意見書又は資料を他の審査請求人等の閲覧に供することについての異議の有無を確認する。ただし、異議の有無を確認する必要がないと認めるときは、その限りでない。

２　総会又は部会は、第１１条、第１２条又は前項の規定により意見書又は資料を閲覧に供することについての異議の有無を審査請求人等に確認した結果、異議がない旨の回答のあった意見書又は資料については、他の審査請求人等に対し、速やかに、様式第１１号の１の書面を添えて、その写しを送付する。ただし、次に掲げる場合その他当該他の審査請求人等の閲覧に供する必要がない場合には、この限りでない。

一　審査会に提出された資料が、当該他の審査請求人等の作成に係るものである場合

二　審査会に提出された資料が、当該他の審査請求人等において既に取得しているものである場合

三　審査会に提出された資料が、開示された公文書である場合

３　前条及び前項の規定にかかわらず、同条の期間の通知及び同項の意見書又は資料の写しの送付は、様式第１１号の２の書面により合わせて行うことができる。

４　総会又は部会は、第１項の規定により意見書又は資料を閲覧に供することについての異議の有無を審査請求人等に確認した結果、異議がある旨の回答のあった意見書又は資料については、他の審査請求人等に対し、当該意見書又は資料の提出があった旨並びにその件名及び提出者を様式第１２号の書面により通知する。ただし、これらの各事項を通知することにより第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他これらの各事項を通知しないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

５　条例第３０条第２項の規定による意見書又は資料の閲覧の求めが様式第１３号の書面により審査請求人等からあった場合に、それを承認する旨の決定をしたときは、当該審査請求人等に対し、様式第１４号の１の書面により通知するとともに、当該意見書又は資料の写しを送付する。ただし、第２項各号に掲げる場合その他必要がない場合には、写しの送付は要しない。

６　前項の場合において、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等から当該意見書又は資料を他の審査請求人等に閲覧させることに異議がある旨の申出がされているときは、当該異議の申出をした審査請求人等に対し、様式第１４号の２の書面により、他の審査請求人等に当該意見書又は資料の閲覧を承認した旨を通知する。

７　条例第３０条第２項の規定による意見書又は資料の閲覧の求めが様式第１３号の書面により審査請求人等からあった場合に、それを拒む旨の決定をしたときは、当該審査請求人等に対し、様式第１４号の３の書面により、その旨を通知する。

（調査結果の記録の作成・説明）

第１６条　指名委員は、第９条第３項の規定による口頭での説明又は条例第２７条本文の規定による審査請求人等の口頭意見陳述を聴いたときは、その説明又は陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

２　指名委員は、前項の規定により説明又は陳述を聴いたときその他条例第２９条の規定により調査をしたときは、総会又は部会の会議において、その結果を報告するものとする。

（手続の併合又は分離）

第１７条　総会又は部会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求事件の手続を分離することができる。

２　総会又は部会は、前項の規定により、審査請求事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を様式第１５号の１又は第１５号の２の書面により通知するものとする。

（審理手続の承継等に係る通知）

第１８条　諮問庁は、諮問に係る審査請求事件について審査法第１５条の規定による審理手続の承継があったときは、総会又は部会に対し、速やかに、様式第１６号の書面により、その旨を通知するものとする。

（諮問後の総代、代理人等の選任等に係る通知）

第１９条　諮問庁は、諮問の後に、総代若しくは代理人が選任され、若しくは解任されたとき又は参加人の参加の決定、辞退若しくは取消しがあったときは、総会又は部会に対し、速やかに、様式第１７号の１、第１７号の２又は第１７号の３の書面により、その旨を通知するものとする。

第３節　答申

（答申の方法）

第２０条　答申は、諮問を受けた審査請求事件の最終の調査審議を行った総会又は部会が行う。

（答申案の作成）

第２１条　会長又は部会長の指名する委員は、総会又は部会の議事の経過を踏まえて答申案を作成するものとする。

（答申書の交付等）

第２２条　答申は、諮問庁に対し、様式第１８号の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。

２　条例第３２条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、様式第１９号の書面を添えて、郵送により行う。

（答申書の更正）

第２３条　総会又は部会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、総会がした答申にあっては会長、部会がした答申にあっては当該部会の部会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

２　前項の更正をしたときは、様式第２０号の１の書面を添えて、その内容を諮問庁に通知する。

３　前項の通知をしたときは、様式第２０号の２の書面を添えて、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

第３章　意見聴取事件の手続

（出資法人等の情報公開に関する意見聴取の方法）

第２４条　出資法人又は指定管理者の情報公開に関し、実施機関が条例第３７条第３項（条例第３８条において準用する場合を含む。）の規定により審査会に意見を聴くときは、書面により行うものとする。

２　前項の書面には、出資法人又は指定管理者がした開示決定等に相当する決定についての実施機関の考え方及びその理由を記載した理由説明書（実施機関がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）を添付するものとする。

（意見聴取事件の調査等）

第２５条　総会又は部会は、前条に規定する意見聴取に係る事件（次条及び第２７条において「意見聴取事件」という。）に関し、特に必要があると認めるときは、実施機関に対し資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

２　前項の調査等を行う方法等は、その都度会長又は部会長が総会又は部会に諮って決定するものとする。

（意見書の交付）

第２６条　審査会は、意見聴取事件に対する意見を決定したときは、実施機関に意見書を交付するものとする。

（準用）

第２７条　第３条から第５条までの規定は、意見聴取事件について準用する。

第４章　補則

（議事録の作成・公表）

第２８条　総会又は部会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した議事録を作成するものとする。

２　議事録は、会長又は部会長が署名して確定する。

３　前項の議事録は、埼玉県情報公開の総合的な推進に関する要綱第５条に規定する方法により公表するものとする。

（答申の内容の公表）

第２９条　総会又は部会が答申をしたときは、速やかに、その内容を県のホームページを利用して公表する。

（ファクシミリによる書面の提出）

第３０条　審査請求人等は、意見書又は資料その他の書面を提出する場合には、ファクシミリを利用して提出することができる。

２　総会又は部会は、前項の規定によりファクシミリを利用して意見書又は資料その他の書面が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該審査請求人等に対し、提出された書面の原本の提出を求めるものとする。

（委任）

第３１条　この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附　則

この要領は、平成１３年６月１８日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１月４日から施行する。

様式第１号の１（第６条関係）（公文書の開示決定等に係る諮問書）

○○○第○○○号

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

諮問庁名　印

諮　問　書

埼玉県情報公開条例第１４条の規定に基づく公文書開示決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同条例第２４条第１項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　審査請求に係る公文書の名称 |  |
| ２　審査請求に係る開示決定等（開示決定等の種類）□開示決定□部分開示決定（該当不開示条項）□不開示決定（該当不開示条項） | （１）開示決定等の日付、記号番号（２）開示決定等をした実施機関（３）開示決定等の概要 |
| ３　審査請求（審査請求人の種別）□開示請求者□反対意見書提出者 | （１）審査請求年月日（２）審査請求人（３）審査請求の趣旨 |
| ４　諮問の理由 |  |
| ５　参加人等 |  |
| ６　添付書類等 | ①　公文書開示請求書（写し）②　公文書開示決定等通知書（写し）③　審査請求書（写し）④　弁明書（写し）⑤　反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合）⑥　意見書（写し）（参加人から提出されている場合）⑦　開示の実施を行った公文書（写し）⑧　その他参考資料 |
| ７　諮問庁担当課所、担当者名、電話、住所等 |  |

（注１）２の「（開示決定等の種類）」及び３の「（審査請求人の種別）」については、該当するものの□をチェックする。

また、部分開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（条例第１０条各号、第１３条又は文書不存在）を記載する。

（注２）４の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

（注３）６の⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第１１条の総代、第１２条の代理人又は第１３条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第１号の２（第６条関係）（公文書の開示請求に係る不作為に係る諮問書）

○○○第○○○号

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

諮問庁名　印

諮　問　書

埼玉県情報公開条例第７条の規定に基づく公文書開示請求に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同条例第２４条第１項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　審査請求に係る不作為の対象である開示請求の内容 |  |
| ２　処理期間 | 開示請求年月日：処理期限： |
| ３　審査請求 | （１）審査請求年月日（２）審査請求人（３）審査請求の趣旨 |
| ４　諮問の理由 |  |
| ５　参加人等 |  |
| ６　添付書類等 | ①　公文書開示請求書（写し）②　審査請求書（写し）③　弁明書（写し）④　反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合）⑤　意見書（写し）（参加人から提出されている場合）⑥　開示決定等の案⑦　開示しようとする公文書（写し）⑧　その他参考資料 |
| ７　諮問庁担当課所、担当者名、電話、住所等 |  |

（注１）４の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「開示決定をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

（注２）６の⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第１１条の総代、第１２条の代理人又は第１３条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第２号の１（第８条関係）（諮問の取下げ１）

○○○第○○○号

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

諮問庁名　印

諮問の取下げについて

諮問（諮問第○号）に係る審査請求事件について、行政不服審査法第２７条の規定に基づく取下げがあったので（※）、当該諮問を取り下げます。

（添付資料）

□　審査請求取下書（写し）

□（「審査請求の取下げ」以外の諮問取下げの理由を示す資料の名称）

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

※　諮問の取下げの理由が行政不服審査法第２７条に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合（審査請求に係る開示決定等の全部を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があった場合など）には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載する。

様式第２号の２（第８条関係）（諮問の取下げ２）

○○○第○○○号

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

諮問庁名　印

諮問の取下げについて

諮問（諮問第○号）に係る審査請求事件について、当該公文書の全部を開示することとしたので、当該諮問を取り下げます。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第３号の１（第８条関係）（審査会意見の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

諮問庁名　様

埼玉県情報公開審査会　印

諮問案件に係る意見について（通知）

当審査会において下記１の諮問案件について調査審議しているところですが、埼玉県情報公開審査会運営要領第８条第４項の規定に基づき、答申に先立ち、下記２のとおり当該案件に対する意見を通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　意見の内容

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第３号の２（第８条関係）（審査会意見の写しの送付）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

埼玉県情報公開審査会　印

諮問案件に係る審査会意見の写しの送付について

下記の諮問案件については、埼玉県情報公開審査会運営要領第８条第４項の規定に基づき、答申に先立ち、諮問庁に対して意見を通知したので、当該意見の通知の写しを送付します。

記

諮問案件：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

［注］様式第３号の１により諮問庁に通知した意見の写しを添付する。

様式第４号（第９条関係）（口頭説明の求め）

○○○第○○○号

○年○月○日

　諮問庁名　様

埼玉県情報公開審査会　印

口頭説明の求めについて

下記１の諮問案件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、埼玉県情報公開条例第２６条第４項の規定に基づき、下記２の事項について口頭での説明を聴取しますので、下記３の日時・場所に担当職員を出席させてください。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　口頭説明を求める事項

○○○○○○○○について

３　口頭説明の聴取の日時及び場所

（１）日時

　　○年○月○日（○）○時から○時まで

（２）場所

埼玉県情報公開審査会会議室（県政情報センター分室）

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第５号（第１０条関係）（インカメラの求め）

○○○第○○○号

○年○月○日

　諮問庁名　様

埼玉県情報公開審査会　印

開示決定等に係る公文書の提示の求めについて

埼玉県情報公開条例第２６条第１項の規定に基づき、開示決定等に係る下記の公文書の提示を求めます。

記

　○○○○（諮問第○号に係る公文書）

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第６号（第１１条関係）（ヴォーンインデックスの求め）

○○○第○○○号

○年○月○日

　諮問庁名　様

埼玉県情報公開審査会　印

資料の作成及び提出の求めについて

埼玉県情報公開条例第２６条第３項の規定に基づき、下記１の公文書の内容を、下記２の方法により分類・整理した資料を作成し、下記３のとおり提出することを求めます。

記

１　公文書

○○○○（諮問第○号に係る公文書）

２　分類・整理の方法

別添作成要領のとおり

３　提出期限等

（１）提出期限

　　○年○月○日（○）

（２）提出する資料の取扱い

提出された資料は、埼玉県情報公開条例第３０条第２項の規定に基づき閲覧に供することがあり得るので、その適否についての考えを、別紙「提出する資料の取扱いについて」に記入し、提出資料に添付してください。

なお、別紙において、審査請求人及び参加人の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった場合には、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、審査請求人及び参加人に対し、埼玉県情報公開条例第３０条第１項の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

（別紙）

諮問第○号

提出する資料の取扱いについて

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

諮問庁名

　この度、埼玉県情報公開審査会に提出する資料を、埼玉県情報公開条例第３０条第２項の規定に基づき、審査請求人及び参加人の閲覧に供することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

（適当ではない理由）

様式第７号（第１２条関係）（意見書等の提出の求め）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

意見書［資料］の提出の求めについて

下記１の諮問案件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、埼玉県情報公開条例第２６条第４項の規定に基づき、下記２のとおり意見書［資料］の提出を求めます。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　意見書［資料］の提出

（１）提出期限

　　○年○月○日（○）

（２）提出を求める意見書［資料］及び提出方法

任意の様式により作成した書面［既存の資料の場合は当該資料］を、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県情報公開審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書［資料］は、埼玉県情報公開条例第３０条第２項の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁［審査請求人、参加人］の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁［審査請求人、参加人］に対し、埼玉県情報公開条例第３０条第１項の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

ＦＡＸ：○○○○

（別紙）

諮問第○号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

氏名［諮問庁名］

　この度、埼玉県情報公開審査会に提出する意見書又は資料を、埼玉県情報公開条例第　　３０条第２項の規定に基づき、諮問庁［審査請求人、参加人］の閲覧に供することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

（適当ではない理由）

様式第８号（第１３条関係）（口頭意見陳述を行う意思の確認）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた［貴庁］は、下記１の諮問案件について、埼玉県情報公開条例第２７条の規定に基づき、当審査会に対し、口頭で意見を述べることができます。

口頭意見陳述を希望する場合は、下記２に従い、その旨の申立てを行ってください。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、　　○年○月○日（○）までに、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県情報公開審査会事務局に提出してください。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

ＦＡＸ：○○○○

（別紙）

口頭意見陳述申立書

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

住所

氏名［諮問庁名］　　　印

電話番号

埼玉県情報公開条例第２７条の規定により、下記のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　埼玉県情報公開条例第２７条第２項の規定による補佐人の同伴の許可申請

（１）補佐人の同伴を必要とする理由

（２）補佐人の住所、氏名、年令及び職業

（住所）

（氏名）

（年令）

（職業）

（記入の際の留意事項）

ア　法人その他の団体にあっては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ　審査請求人又は参加人が提出する場合は、押印は不要です。

ウ　２は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

＊　なお、口頭意見陳述を実施する場合には、その日時については　　○年○月○日（○）午前［午後］○時○分頃から、その場所については埼玉県情報公開審査会会議室（県政情報センター分室）を予定しています。

　　また、口頭意見陳述に出席することができる人数は、原則として、口頭意見陳述の申立人を含め合計３人以内です（埼玉県情報公開審査会運営要領第１３条第３項）。

　　口頭意見陳述を希望し上記の予定日時で御都合が悪い場合は、連絡先まで御連絡ください。

様式第９号の１（第１３条関係）（口頭意見陳述の承認の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

口頭意見陳述の承認について（通知）

平成○年○月○日付けをもって申立てのあった口頭意見陳述については、下記のとおり承認することとしたので、通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　口頭意見陳述の日時及び場所

①　日時

　　○年○月○日（○）○時から○時まで

②　場所

埼玉県情報公開審査会会議室（県政情報センター分室）

３　補佐人の同伴［口頭意見陳述申立人が諮問庁である場合は不要］

許可する場合

次の補佐人を同伴することを許可します。

（補佐人氏名）○○○○

許可しない場合

補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

（理由）

※　口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第９号の２（第１３条関係）（口頭意見陳述の不承認の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

口頭意見陳述の不承認について（通知）

　　○年○月○日付けをもって申立てのあった口頭意見陳述については、下記の理由により承認しないこととしたので、通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　口頭意見陳述を認めないこととした理由

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第１０号の１（第１４条関係）（意見書等の提出期限の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

意見書又は資料の提出について（通知）

あなた［貴庁］は、下記１の諮問案件について、埼玉県情報公開条例第２８条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記２のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　意見書又は資料の提出期限等

（１）提出期限

　　○年○月○日（○）

（２）提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県情報公開審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、埼玉県情報公開条例第３０条第２項の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁［審査請求人、参加人］の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁［審査請求人、参加人］に対し、埼玉県情報公開条例第３０条第１項の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

ＦＡＸ：○○○○

（別紙）

諮問第○号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

　　○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

氏名［諮問庁名］

　この度、埼玉県情報公開審査会に提出する意見書又は資料を、埼玉県情報公開条例第　　３０条第２項の規定に基づき、諮問庁［審査請求人、参加人］の閲覧に供することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

（適当ではない理由）

様式第１０号の２（第１４条関係）（追加の意見書等の提出期限の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

追加の意見書又は資料の提出について（通知）

下記１の諮問案件については、　　○年○月○日付け（記号）第○号により、意見書又は資料の提出期限等について通知したところですが、追加の意見書又は資料の提出につき、その提出期限等を下記２のとおり改めて定めたので、通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　追加の意見書又は資料の提出期限等

（１）提出期限

　　○年○月○日（○）

（２）改めて提出期限を定める理由

（３）提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県情報公開審査会事務局に提出してください。

また、提出された追加の意見書又は資料は、埼玉県情報公開条例第３０条第２項の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、追加の意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁［審査請求人、参加人］の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁［審査請求人、参加人］に対し、埼玉県情報公開条例第３０条第１項の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

ＦＡＸ：○○○○

（別紙）

諮問第○号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

氏名［諮問庁名］

　この度、埼玉県情報公開審査会に提出する意見書又は資料を、埼玉県情報公開条例第　　３０条第２項の規定に基づき、諮問庁［審査請求人、参加人］の閲覧に供することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

（適当ではない理由）

様式第１１号の１（第１５条関係）（意見書等の写しの送付）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

意見書［資料］の写しの送付について

下記の諮問案件について、別紙のとおり当審査会に審査請求人［諮問庁、参加人］から提出された意見書［資料］の写しを送付します。

記

　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第１１号の２（第１５条関係）（意見書等の写しの送付及び追加の意見書等の提出期限の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

意見書［資料］の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記１の諮問案件について、別添のとおり当審査会に諮問庁［審査請求人、参加人］から提出された意見書［資料］の写しを送付します。

また、あなたは［貴庁は］、下記１の諮問案件について、埼玉県情報公開条例第２８条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記２のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　意見書又は資料の提出期限等

（１）提出期限

　　○年○月○日（○）

（２）提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県情報公開審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、埼玉県情報公開条例第３０条第２項の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁［審査請求人、参加人］の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁［審査請求人、参加人］に対し、埼玉県情報公開条例第３０条第１項の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

ＦＡＸ：○○○○

（別紙）

諮問第○号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

氏名［諮問庁名］

　この度、埼玉県情報公開審査会に提出する意見書又は資料を、埼玉県情報公開条例第　　３０条第２項の規定に基づき、諮問庁［審査請求人、参加人］の閲覧に供することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

（適当ではない理由）

様式第１２号（第１５条関係）（意見書等の件名等の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

意見書等の提出について（通知）

下記１の諮問案件について、下記２の意見書等が審査請求人［諮問庁、参加人］から当審査会に対して提出されたので、通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　意見書等

例１　○○に関する意見書（諮問庁）

例２　資料○○○（諮問庁）

例３　○○に関する諮問庁の意見書に対する意見書（審査請求人）

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第１３号（第１５条関係）（意見書等の閲覧の求め）

意見書等閲覧請求書

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

住所

氏名［諮問庁名］　　　印

電話番号

下記１の諮問案件に関して貴審査会に提出された下記２の意見書等について、埼玉県情報公開条例第３０条第２項の規定に基づき、閲覧を求めます。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　求める意見書等の名称等

例１　○○に関する意見書（諮問庁）

例２　資料○○○（諮問庁）

例３　○○に関する諮問庁の意見書に対する意見書（審査請求人）

※　審査請求人又は参加人が提出する場合は、押印は不要です。

様式第１４号の１（第１５条関係）（閲覧の承認の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

意見書等の閲覧の承認について（通知）

下記１の諮問案件について、　　○年○月○日付けをもって請求のあった下記２の意見書等の閲覧については、［その一部について］承認することとしたので、埼玉県情報公開審査会運営要領第１５条第５項の規定により、通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　閲覧を承認した意見書等の名称等

例　○○に関する意見書（諮問庁）

（閲覧を承認した意見書等に不開示とする部分があるときは、当該部分及び当該部分を不開示とする理由を明記）

（写しを送付する場合は、その旨を明記）

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第１４号の２（第１５条関係）（閲覧に異議がある者への通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

意見書等の閲覧の承認について（通知）

下記１の諮問案件について、あなた［貴庁］から提出された下記の意見書［資料］について、　　○年○月○日付けで諮問庁［審査請求人、参加人］から埼玉県情報公開条例第３０条第２項に基づく閲覧の請求がありました。

当該意見書［資料］については、あなた［貴庁］から　　○年○月○日付けの「提出する意見書又は資料の取扱いについて」により、閲覧に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧の請求について当審査会において審議した結果、当審査会における調査審議を進める上で、諮問庁［審査請求人、参加人］の閲覧を認め、当該意見書［資料］に対する意見等を述べる機会を与えることが必要であると判断したため、これを承認したので、通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　閲覧を承認した意見書等の名称等

例　○○に関する意見書（諮問庁）

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第１４号の３（第１５条関係）（閲覧の不承認の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

意見書等の閲覧の不承認について（通知）

下記１の諮問案件について、　　○年○月○日付けをもって請求のあった下記２の意見書等の閲覧については、下記３の理由により承認しないこととしたので、通知します。

記

１　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

２　承認しないこととした意見書等の名称

例　資料○○○（諮問庁）

３　閲覧を承認しない理由

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第１５号の１（第１７条関係）（諮問案件の併合の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

諮問案件の併合について（通知）

あなたが諮問庁に対して行った審査請求に係る下記の諮問案件は、埼玉県情報公開審査会運営要領第１７条の規定に基づき、併合したので、通知します。

　［下記諮問案件は、埼玉県情報公開審査会運営要領第１７条の規定に基づき、併合したので、通知します。］

記

（諮問案件）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 諮問番号 | 内　容 | ［審査請求人氏名］ |
| 諮問第○号 | ○○○○○○○ | ○○○○ |
| 諮問第○号 | ○○○○○○○ | ○○○○ |
| ：： | ：： | ：： |

［注］審査請求人氏名を記載することが不適当な場合があるなど、通知内容は、併合される案件により異なり得る。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第１５号の２（第１７条関係）（諮問案件の分離の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○　様

［諮問庁名　様］

埼玉県情報公開審査会　印

諮問案件の分離について（通知）

　　○年○月○日付け○○○第○○○号により併合された旨を通知した下記の諮問案件は、埼玉県情報公開審査会運営要領第１７条の規定に基づき分離したので、通知します。

記

（諮問案件）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 諮問番号 | 内　容 | ［審査請求人氏名］ |
| 諮問第○号 | ○○○○○○○ | ○○○○ |
| 諮問第○号 | ○○○○○○○ | ○○○○ |
| ：： | ：： | ：： |

［注１］審査請求人氏名を記載することが不適当な場合があるなど、通知内容は、分離される案件により異なり得る。

［注２］事案の内容により、単一の諮問案件を分離することもあり得るが、その場合は、分離されたそれぞれの内容について明記する。

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第１６号（第１８条関係）（手続の承継の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

諮問庁名　印

審理手続の承継について（通知）

諮問（諮問第○号）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第　　　１５条の規定による審理手続の承継があったので、通知します。

記

１　承継した者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先（電話番号等）

２　承継の理由

（添付資料）

□　審査請求人地位承継届出書（写し）

□　審査請求人地位承継許可申請書（写し）

□　審査請求人地位承継許可決定書（写し）

担　当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第１７号の１（第１９条関係）（総代の選任・解任の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

諮問庁名　印

総代の選任［解任］について（通知）

諮問（諮問第○号〔※〕）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第１１条の規定に基づき総代が選任［解任］されたので、通知します。

記

選任［解任］された総代の氏名、住所及び連絡先（電話番号等）

（添付資料）

□　総代互選命令書（写し）

□　総代互選通知書（写し）

□　総代解任通知書（写し）

※　諮問番号が未定の場合においては、諮問書の記号番号を記載する。

担当：○○○○

連絡先：○○○

様式第１７号の２（第１９条関係）（代理人の選任・解任の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

諮問庁名　印

代理人の選任［解任］について（通知）

諮問（諮問第○号〔※〕）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第１２条に規定する代理人が選任［解任］されたので、通知します。

記

選任［解任］された代理人の氏名、住所及び連絡先（電話番号等）

（添付資料）

□　委任状（写し）

□　代理人解任届（写し）

※　諮問番号が未定の場合においては、諮問書の記号番号を記載する。

担当：○○○○

連絡先：○○○

様式第１７号の３（第１９条関係）（参加人の参加等の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

埼玉県情報公開審査会　御中

諮問庁名　印

参加人の参加［辞退・参加の取消し］について（通知）

諮問（諮問第○号〔※〕）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第１３条に規定に基づき、参加人の参加［参加人の辞退・取消し］が決定したので、通知します。

記

参加が決定した［参加を辞退・取り消した］参加人の氏名、住所及び連絡先（電話番号等）

（添付資料）

□　参加許可申請書（写し）

□　参加許可通知書（写し）

□　職権による参加要求書（写し）

□　参加辞退許可申請書（写し）

□　参加辞退許可申請に対する許可書（写し）

□　参加取消通知書（写し）

□　審査請求人に対する参加［参加の辞退・取消し］の通知書（写し）

※　諮問番号が未定の場合においては、諮問書の記号番号を記載する。

担当：○○○○

連絡先：○○○

様式第１８号（第２２条関係）（答申書の交付）

○○○第○○○号

○年○月○日

　諮問庁名　様

埼玉県情報公開審査会　印

公文書開示決定等［公文書開示請求に係る不作為］についての

　　　　　　審査請求について（答申）

　　○年○月○日付け○○○第○○○号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

○○○○○○○（内容を記載）

（別紙）

答申第○号（諮問第○号）

答　申

１　審査会の結論

２　審査請求及び審議の経緯

３　審査請求人の主張の要旨

４　実施機関［諮問庁］の主張の要旨

５　参加人の主張の要旨（参加人がある場合）

６　審査会の判断

［注］末尾に、答申に関与した委員の氏名及び審議の経過を記載する。

様式第１９号（第２２条関係）（答申書の写しの送付）

○○○第○○○号

○年○月○日

　○○○○　様

埼玉県情報公開審査会　印

答申書の写しの送付について（通知）

下記の諮問案件については、　　○年○月○日に答申をしたので、埼玉県情報公開条例第３２条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

　諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内　　容：○○○○○○○

担当：○○○○

連絡先：○○○

様式第２０号の１（第２３条関係）（答申書の更正の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

　諮問庁名　様

埼玉県情報公開審査会　印

答申書の更正について（通知）

　　○年○月○日付け答申（答申第○○号）について、埼玉県情報公開審査会運営要領第２３条第１項の規定に基づき、別紙のとおり更正したので、通知します。

担当：○○○○

連絡先：○○○

（別紙）

［注］任意の形式でよいが、「誤り部分」と「更正部分」とが明らかとなるように（どこをどのように修正したのかが分かるように）記述する。

様式第２０号の２（第２３条関係）（答申書の更正の通知の写しの送付）

○○○第○○○号

○年○月○日

　○○○○　様

埼玉県情報公開審査会　印

答申書の更正について（写しの送付）

○○（注：諮問庁のこと）宛の　　○年○月○日付け答申（答申第○○号）について、埼玉県情報公開審査会運営要領第２３条第１項の規定に基づき、　　○年○月○日に更正し、諮問庁に対して通知したので、その写しを送付します。

［注］答申書の更正の写しには、様式第２０号の１の通知書面の写しを添付する。

担当：○○○○

連絡先：○○○